

《反対討論》 日本共産党

るべき。

第二に、人事院勧告を根拠に平均で年間8万円の職員給与の引き下げは、デフレを更に助長するものであり、際限のない給与引き下げは職員の士気にも影響を及ぼす。昨年の年間引き下げ額15万4千円と合わせれば20万円を超える大幅削減となる。人員削減での職員の過重負担を考慮すれば、なお更、給与の削減は避けるべき。

第二の理由は、本来はルール違反である、過去にさかのぼる給与の引き下げが実行されていること。しかも、臨時議会ですら、否決された後、昨年並みに支払われた期末手当を払いすぎだとして、1月から3月にかけて給与から差し引くというやり方は、議会の議決に基づく支払いを否定する内容である。

第2回臨時会

平成22年度第2回臨時会は11月26日に開催され、一般職員給与と条例等の一部を改正する条例を否決。他7件は可決しました。

一般職員給与と条例等の一部を改正する条例

(賛成6 反対8)

人事院勧告に伴い給与を改正するための条例。

《反対討論》 日本共産党

昨年5月の臨時議会において夏季期末勤勉手当を減額、さらに11月の臨時議会において、年収平均で15万4千円を減額。今年年収平均8万円の減となる。度重なる減額で

は士気にも影響する。

常勤特別職員給与と条例の一部を改正する条例

(全会一致)

議会議員報酬等条例の一部を改正する条例

(全会一致)

期末手当を0・2月減額。

《賛成討論》 新風クラブ

次の問題点を提起し賛成する。
1、熊取町の議員報酬は

12月議会その他案件

藤原敏司議員の議員辞職について

意見書を採択

次の意見書を全会一致で可決し、政府など関係機関に提出しました。

- ・別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面接交流に関する法整備と支援を求める意見書
- ・地方経済の活性化策を求める意見書
- ・脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書
- ・府営住宅削減計画の見直しを求める意見書
- ・大阪府の「中小企業向け制度融資の見直し」の撤回を求める意見書

月額30万円(手取り額21万円強)と低い。

2、現行の報酬では、若いサラリーマンが、その職を辞して議員となつて熊取町のために頑張ろうとしても、家族を養うことができない。

3、大阪府下10町村の中で一般会計に対する経費率は、熊取町は1・12%と最も低い。

火災予防条例の一部を改正する条例

(全会一致)

住宅用防災機器に関する省令施行による改正。

消防手数料条例の一部を改正する条例

(全会一致)

地方公共団体の手数料に関する政令の施行による改正。

土地改良法に基づく応急工事計画の策定について

(全会一致)

豪雨による農用地の応急工事計画。

平成22年度熊取町一般会計補正予算(第4号)

(全会一致)

歳入歳出予算にそれぞれ381万円を追加するもの。

議員の態度表明(○賛成 × 反対 △退場) 態度が分かれたもののみ表示(議長は、賛否同数の時のみ表明し、議案の成否を決定します)

第2回臨時会審議案件	議員名	鯉谷	田中(富)	腕野	文野	藤原	白間	渡辺	矢野	江川	坂上	鈴木	梶谷	田中(正)	奥野議長	大村
	会派	共産	政勇	政勇	政勇	未来	公明	公明	新政	共産	共産	新政	緑風	緑風	新風	新風
一般職員給与と条例等の一部を改正する条例について		×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	○	—	○

12月定例会審議案件	議員名	鯉谷	田中(富)	腕野	文野	藤原	白間	渡辺	矢野	江川	坂上	鈴木	梶谷	田中(正)	奥野議長	大村
	会派	共産	政勇	政勇	政勇	未来	公明	公明	新政	共産	共産	新政	緑風	緑風	新風	新風
一般職員給与と条例等の一部を改正する条例(再提出)		×	○	○	○	欠席	○	○	○	×	×	○	○	○	—	○
議会議員定数条例の一部を改正する条例		×	×	×	×	欠席	○	○	○	×	×	○	○	○	—	×

備考：(共産) 日本共産党熊取町議員団、(政勇) 政勇クラブ、(新政) 新政クラブ、(公明) 公明党、(新風) 新風クラブ、(緑風) 緑風会(未来) 熊取未来クラブの略称です。

別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書

我が国では、毎年約25万組の夫婦が離婚し、そのうち約14万組には未成年の子どもがおり、単独親権制度を採用していることから、離婚時における子どもの奪い合いや別居や離婚後の面会交流を拒み、多くの子ども達は、非親権者となった片方の親と面会ができなくなっている。

子どもとの面会交流を求めて、全国の家裁裁判所に審判や調停を申し立てる件数は、年々増えているが、調停や審判を経て定められた面会交流の取り決めが履行されないで、「引き離し」にあっている子どもが多いのが現状である。

そもそも婚姻関係の破綻は夫婦の問題で、親子の関係は一生続くものであり、共同親権に移行した国々では“緊急性のない親子の引き離しは、子どもへの虐待である”との認識に沿った法整備がされており、別居や離婚後も、双方の親や祖父母が子どもと交流し、昨今起こっているような虐待の抑止力にもなっている。

そこで、先進国で主流となっている共同親権制度に改めることにより、別居や離婚後も双方の親が子どもを守っていくという意識の浸透が図られ、裁判所が別居や離婚後の親の立場により配慮した面会交流の取り決めを行うことにより、取り決めに履行しない親が少なくなることが期待される。

「子どもにとっての最善の利益が何か」という観点に立って考えれば、別居や離婚後であっても双方の親との面会交流を実現するための法整備や、国民意識の醸成についての議論を喚起し、現状を少しでも改善していくことが何よりも必要である。

よって、国におかれては、下記の項目について速やかに具体的な検討を進め、別居や離婚後の共同親権・共同養育及び親子の面会交流を実現しやすくするための法整備を含む、環境整備等、適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 民法第819条を改正し、本質的に別居や離婚後も親の子どもへの権利義務は平等であるという視点から、双方の親の養育の権利と責任を明確にする別居や離婚後の共同親権・共同養育制度を導入すること。
2. DVや虐待に十分配慮した上で、別居や離婚後も双方の親が子どもへの養育に関わることができるように、面会拒否に対する強制力の付与など実効性のある別居や離婚後の親子関係の維持に資する法制度を導入すること。
3. 別居や離婚後の親同士の関係を調整するための第三者による仲介への支援や安全な面会場所の確保、別居や離婚後の親子関係についての教育プログラムの提供、子の年齢に応じた面会交流のガイドラインの整備など、別居や離婚後の親子の交流を保障するための法整備を行うこと。
4. 子どもは親の所有物ではなく、両方の親から愛され養育される権利を持った固有の人格である。たとえ、親同士が不仲になろうとも、双方の合意なく一方的に子どもを連れ出す「連れ去り別居」を禁止する法整備を行うこと。
5. 別居や離婚は子どもにとって大きな衝撃や不安である。物心の両面から子どもをサポートし、その影響を少しでも小さくするために、別居や離婚の際に、養育費や面会交流を含めた「養育プラン作成」の義務化と、そのための相談・支援制度の法整備を行うこと。
6. 現在の日本では、別居や離婚後の親子が全く会えないことも多く、会えたとしても月1回2時間の面会交流でしかなく、これでは子どもの成長に寄与するどころか、悩みや体調不良、虐待などに気づいてやることもままならないのが現状である。隔週2泊3日、長期休暇には長期宿泊など、欧米諸国並みの面会交流を実現するような法整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月21日

大阪府泉南郡熊取町議会